

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Nov.2024 vol.140

11月号

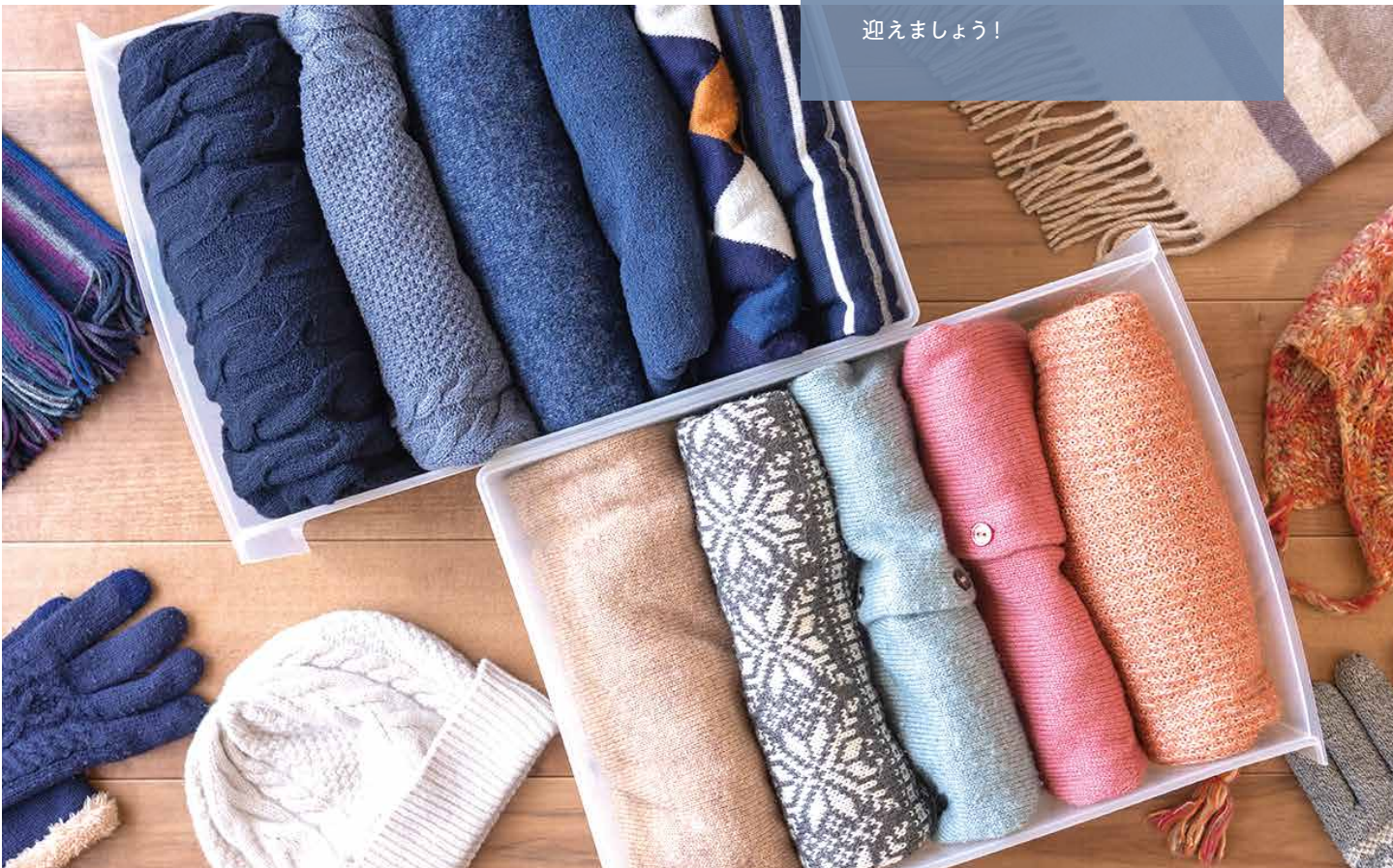
CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

冬の前にスッキリ!

秋も深まり、肌寒さが増す11月は断捨離を始めるのに最適な季節で、冬支度と一緒に衣替えで使わない服や、もう使わない家電などを整理するチャンスです。年末に向けて忙しくなる前に、まだ比較的過ごしやすい今のうちに、ゆっくりと家の中を見直す時間を持ちませんか?年末に大掃除をするぞ!と意気込んでも結局時間が取れないことや中途半端になってしまうことがあるのではないのでしょうか。冬が来る前に空間を整えることで、暖かく快適な冬の準備も整い、年末の大掃除も楽になるはずです。フリマアプリを活用してちょっとしたお小遣い稼ぎにするのもいいですね。心も空間もスッキリさせ、清々しい気持ちで冬を迎えましょう!





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



TOPIC



無申告加算税の厳罰化にご注意ください!

納税者の申告意識を向上させるため、2024年1月から無申告加算税の厳罰化が行われています。たとえ故意でなくとも調査等で無申告を指摘されると、高税率の追徴課税を受けることになりかねないので注意が必要です。

1 無申告加算税とは?

無申告加算税とは、そもそも法定期限まで所得税や法人税の申告を行わず、納税もされていない場合に追加で課される**納税者に対するペナルティ**です。

2023年12月31日までに法定申告期限が到来する国税については、原則、納付税額が50万円以下の部分に対しては15%、50万円超の部分に対しては20%の割合で課されていました(調査通知後かつ更正予知前は50万円までの部分は10%、50万円を超える部分は15%)。



2 無申告加算税の厳罰化の主な内容

2024年1月からは、**300万円を超える高額なケースの加算税率が引き上げられ**、具体的には下図のとおりとなりました。ただし、納税者の責めに帰すべき事由ではないと認められる事実等に基づく税額については、300万円超の判定は除外されます。

また、何度も繰り返し行われる悪質な無申告行為を抑止する観点から**3年連続無申告があった場合には、3年目には税率がそれぞれ10%加算される**ことになりました(調査通知前を除く)。

これにより、意図的な無申告の税率は重加算も合わせて**最高税率50%**となっています。内容によっては大きな負担となりますので、申告漏れが無い様、十分ご注意ください。

納付すべき金額	50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超
調査通知前	5%		
調査通知後かつ更正予知前	10%	15%	25%
原則(更正予知後)	15%	20%	30%
無申告重加算税	40%		

3年連続無申告があった場合には、各税率+10%のペナルティ(最高税率50%)!!

MUKAI NEWS!

社員旅行に行ってきました!!

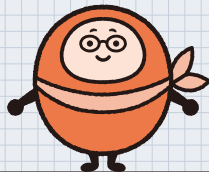
むかいアドバイザリーグループの朝倉です。先日社員旅行として日帰り東京へ行ってきました!当日は朝から新幹線で社員同士談笑しながら、昼食は帝国ホテルにてブッフェランチ、都心でのちょっぴり贅沢なひとときを満喫しました。午後は劇団四季の名作「ライオンキング」を鑑賞し、迫力ある演技や華やかな舞台演出、感動的な音楽に引き込まれ、私自身がまるでアフリカのサバンナにいるかのような(!?)壮大な世界観を感じることができました(^^)日常から離れ、社員同士の親睦を深めるとともに、リフレッシュできる貴重な一日となりました。



むーマンの相続相談室

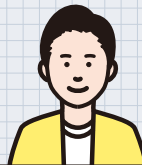
テーマ：どの専門家に相談すべきか？

お悩み
解決！



回答者 むーマン

相続で困っている人たちを
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けってもらっている。

Question

親の相続対策を考えているのですが、どの専門家に相談したらよいでしょうか？



太郎さん



むーマン

まず、生前の相続対策について専門家に相談する場合は、目的に合わせて、税理士、司法書士等に相談すると良いでしょう。

税理士は、相続税がどれくらいかきそうか試算することができますし、その試算結果を基に、生前贈与など相続税の負担を軽減するための具体的な対策を提案することができます。

司法書士は相続トラブルを未然に防ぐための遺言書作成や、認知症リスクに備える家族信託・任意後見制度等、単身世帯の方の財産管理や死後事務の委任について相談できます。

目的に合う
専門家を！

なるほど。では、実際に親が亡くなったときは、どの専門家に相談すればいいのでしょうか？



太郎さん



むーマン

相続手続き全般については、司法書士、行政書士、弁護士に相談するのが一般的です。特に、不動産をお持ちの場合は相続登記が必要になりますので、司法書士が適任ですね。もし相続人間でトラブルが発生している場合は、法的な争いごとへの対応が必要になってきますので弁護士に相談するのが良いと思います。

相続税の申告については、税理士が適任です。実際に相続税の申告が必要になるのは、お亡くなりになった方100人のうちの9人程度（全国平均）のため、相続税申告に慣れている税理士を選ぶことが重要です。また、相続税の申告期限は被相続人が亡くなったことを知った日（通常の場合は死亡の日）の翌日から10か月以内と定められていますので、期限内に正確に申告することが重要です。相続税がかかる場合は、税理士に早めに相談して準備を進めるとよいでしょう。

ご相談は
お早めに！

むーマン
から一言！

ご家族の状況や必要なお手続きよって、相談すべき専門家が異なってきます。また、複数の専門家への相談が必要になるケースも少なくありません。そのような場合は、複数の専門家が在籍している事務所へのご相談を検討されるとよいでしょう。

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中！

お気軽に！

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「あぐらをかく」

一日の働きを終え、わが家の居間にあぐらをかけば、身も心もくつろぐ。やがて身を動かすのがおっくうにもなる。わが家の居間ならそれも良いけれど、やたらにあちこちで、あぐらをかけば周囲の人が迷惑する。ましてや、自分の地位や立場にあぐらをかいて仕事の本来の使命を忘れ、なすべきこともなさぬようでは、邪魔や迷惑ではすまなくなる。与えられた仕事が進まないだけでなく、周囲の働きまで遅らせ、ひいては社会全体の発展をも阻害してしまう。それぞれの地位や役割は、周囲の人々と相協力して、社会の発展、人みな の 繁 栄 に 資 す る た め に 与 え ら れ て い る の で あ る 。 お た が い に 、 自 分 の 仕 事 や 役 割 を も う 一 度 よ く か え り み た い も の で あ る 。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者 / 税理士・行政書士 向 智大

代表者 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています